

平成30年第10回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 平成30年10月17日(水) 午後2時45分
- 2 場 所 サンワーク美祢 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- | | | | | | |
|-----|--------|-----|-------|-----|--------|
| 議長 | 山本 正二 | | | | |
| 1番 | 倉増 知 | 2番 | 宮崎 春夫 | 3番 | 俵 薫 |
| 4番 | 伊藤 新司 | 6番 | 岸 英法 | 7番 | 村上 浩一 |
| 8番 | 石田 健治郎 | 9番 | 櫛崎 宣明 | 10番 | 伊藤 美和子 |
| 11番 | 萬代 泰生 | 13番 | 武藤 康志 | 14番 | 縄田 善博 |
| 15番 | 安富 法明 | 16番 | 伊藤 太一 | 17番 | 馬屋原 眞一 |
| 18番 | 桑原 正彦 | 19番 | 山本 正二 | | |
- 4 出席推進委員
- | | | | |
|--|-------|-------|-------|
| | 阿川 伸美 | 山縣 正明 | 山中 佳子 |
|--|-------|-------|-------|
- 5 欠席農業委員
- | | | | |
|----|-------|-----|------|
| 5番 | 安部 好恵 | 12番 | 井町 哲 |
|----|-------|-----|------|
- 6 欠席推進委員
- 7 事務局
- | | | | | | |
|------|-------|----|-------|----|-------|
| 事務局長 | 安永 一男 | 主幹 | 中村 正寿 | 主事 | 小幡 和希 |
|------|-------|----|-------|----|-------|

| | |
|-----|--|
| 事務局 | 午後2時45分開会 |
| 議長 | <p>互礼。</p> <p>それでは、只今から平成30年第10回美祢市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は19名中、17名、よって定数に達しておりますので、本総会が成立していることをご報告いたします。本日の欠席委員は5番、安部委員、12番、井町委員、でございます。それと、最適化推進委員さんの方はほとんど来ておられましたけれど、先程の会議が終わって何人が帰られたようでございますけれど、ちょっとこちらの方では把握しておりませんので、分かりません。という事を報告いたします。それでは美祢市農業委員会議規則第16条第2項の規定により議事録署名委員を議長の方より指名したいと思いますのですが、よろしゅうございますか。(「はい」の声) ありがとうございます。それでは指名をいたします。11番、萬代委員。17番、馬屋原委員。よろしく願いいたします。それでは議事に移りたいと思います。先程、挨拶しましたので、挨拶みたいなものはしません。</p> <p>では議事順位第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。1から5まで事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p> |
| 事務局 | <p>5件朗読。</p> <p>1件目。農地経営拡大のため譲渡人から申請地を買い受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、自作地について適正に耕作されています。農機具の保有状況により農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。第2号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではありません。第3号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の世帯員の農作業を行う日数は基準を満たしております。第5号の下限面積要件は当市の1000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第7号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第3条、第2号の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2件目。公共事業用地の残地となり、農地を有効に活用するため、農地を交換するものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、自作地について適正に耕作されています。第2号、第3号には該当していません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の世帯員の農作業を行う日数は基準を満たしております。第5号の下限面積要件は当市の1000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第7号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第3条、第2号の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>3件目、4件目につきましては、同一譲受人ですので一括して説明いたします。3番につきましては譲渡人との話し合いにより、農</p> |

| | |
|----|--|
| | <p>地の贈与を受けるものです。4番につきましては、先程の2番の土地を交換するものです。まず第1号の全部効率利用要件について、譲受人は新規の農地取得ですが、農機具の保有状況により、農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。第2号、第3号には該当しません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の世帯員の農作業を行う日数は基準を満たしております。第5号の下限面積要件は当市の1000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第7号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第3条、第2号の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>5件目。高齢になり耕作管理が困難である譲渡人からの申し出により贈与を受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件について、譲受人は新規の農地取得ですが、近所の人に農機具を借用する予定で、農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。第2号、第3号には該当しません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の世帯員の農作業を行う日数は基準を満たしております。第5号の下限面積要件は当市の1000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第7号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第3条、第2号の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p> |
| 8番 | <p>8番の石田です。番号1の件です。去る10月10日、山本会長、事務局、各地元推進委員、村上委員と私で調査を行いました。番号1ですが、全部効率利用要件の現地の確認をいたしました。現地調査箇所は●●●●氏所有の●●●●の●●の圃場を見に行きました。この圃場は、国道●●●号、●●●●から●へ●●の交差点から●●方面に2kmくらい行った所に●●●を過ぎてすぐ左折する道があります。これは●●●、●●●方面に向かう道を走って間もなく左側にある所、5枚の確認をいたしました。トラクターを年間に何回かかけておられるということを確認いたしました。正し、畦畔とかもほとんど草が高く生えておりました。これは現地で相手の方から刈るとの事でありました。それから補足なんですけど、申請者の●●●●さんは以前農作業中に事故をされて片足が不自由な方なんですけど、自宅の付近の田んぼ等はきちんと管理されている状況であります。従って、3条許可をしていいかと判断します。それから、2番3番4番ですけども、これは●●●●さんと●●●●さんとの公共事業道路工事に伴う残地の交換ということで申請が出されているものの一連の申請と認識しております。それから交換農地なんですけども、●●●●さん●●●●、●●●●になるんですけれど、●●●●の●これは●●●●さんと同じく●●の●●●●の●21㎡の両方同じ面積という事になります。これらの農地なんですけれど、●●●●から西へ●●●●を約1km。●●●のバス停がある、●●●●の前で、それから南側へ向かって●●●が流れております。その●●●沿いの●●の道路工事付近の畑等になるということです。番号2の●●●●さん、全部効率利用要件現地を確認いたしましたけれど、市街地から何度か来られて畑の野菜等の耕作管理されておられます。この農地は</p> |

| | |
|-----------|---|
| | <p>書いてありますように、●●●●を現地確認しました。よって2番については問題ないと思います。それから、番号3ですけど、●●●●さんとの交換のための申請であったんですけど、●●●●さんの所有の土地を母である●●●●●さんに移譲の許可申請になります。これは1000㎡以上の条件になりますので、1000㎡以上の移譲を受けた上で、●●●●さんとの農地の交換申請を行うという形になると思います。●●●●さんの土地についてもお母さんの方で現在は管理をされているというふうに思います。番号4ですが、●●●●●さんの農地、●●●●●-●、●●●●●-●いずれも2から4についても所有権移転の許可が終わって、何も問題ないというふうに思っております。番号5については</p> |
| 議長 | 新規就農ですからありません。 |
| 8番 | いいですか。以上です。 |
| 議長 | ありがとうございました。それでは地元推進委員の方より補足説明がございましたらお願いいたします。 |
| 22番(推進委員) | 1番について、今石田さんから言われた通り別段問題ないです。 |
| 議長 | 2番3番4番。 |
| 1番(推進委員) | 伊佐地区の阿川と申します。先程言われました、石田委員さんの報告の通り相違ないと確認をしております。私も同意をいたします。以上です。 |
| 議長 | 5番。 |
| 24番(推進委員) | 今回の所有権移転の許可申請をお願いしている事案は、面積2351㎡の田を譲渡人が89歳と高齢のため、耕作が困難となり、29歳の譲受人に贈与するというものです。譲受人はお寺の副住職ではありますが、仕事の傍ら近くにありますが、●●●●●において梨の花粉付けや袋かけ等の手伝いも行っており、新規就農者として農業への意欲や意気込みを持っています。自宅から現地までは約300m、車で3分と近い距離にあり、春夏野菜の栽培を行う予定にしています。慎重にご審議の上、認めていただきますようご審議お願いいたします。 |

| | |
|-----------|--|
| 議長 | ありがとうございます。委員のみなさんより何かご意見ございましたらよろしくお願いいいたします。 |
| 16番 | 16番の伊藤ですが、只今の5番の件でございますけれど、購入された後の話を購入者はどのようにやるような話でしょうか。 |
| 議長 | 山中委員もう一回お願いします。 |
| 24番(推進委員) | 今後の経営方針といたしましては、自宅から現地まで約300mと近い距離にありますので、春夏野菜の栽培を行いたいというふう に言われております。 |
| 議長 | 野菜の栽培です。 |
| 16番 | 今、この田は●●●●●が作っている田ですか。あの大きな。 |
| 24番(推進委員) | はい。そうです。 |
| 16番 | そう言われるのなら、何とも言いようがない。 |
| 議長 | ちょっと私の方から、●●さんと●●さんは他人ですか、親子とか |
| 24番(推進委員) | 他人ですが、お寺の門徒と副住職の関係です。 |
| 議長 | お寺の副住職に贈与する。他に何かありませんか。よろしゅうございますか。(「はい」の声) それでは採決に移りたいと思います。 議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 |
| 委員 | 挙手。 |
| 議長 | ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第1号は原案の通り決定を致します。 |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>それでは続きまして議事順位第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。1番から3番までを事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p> <p>3件朗読。</p> <p>1件目。申請地は●●●●●から南西へ780mの位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。申請人は福岡市に本店を置く建設業を営む者です。申請地を取得し、売電事業を行うため最大出力49.5kwの太陽光発電施設1区画を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2件目。申請地は●●●●●から北東へ1.2kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請人は光市に本店を置くリース業を営む者です。申請地を取得し、リース部営業所を開設するため事務所、倉庫、駐車場、重機置場を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>3件目。申請地は●●●●●から北西へ3.7kmの位置にある農用地区域内の第2種農地です。申請人は広島市に事務所を置く企業体です。新山口幹線電線張替工事に伴う、従業員駐車場として申請地を一時的に転用するものです。農用地区域内の転用ですが、一時的な転用であって当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであり、農地法施行令第11条第1項第1号に該当し許可の対象となるものです。この事案につきましては一時転用ですので事業終了後に原状回復をする旨が記載された誓約書が提出されています。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p> |
| 8番 | <p>所在地は●●●●●になります。この農地なんですけれど、●●●●●から西へ●●●●●を約1km進んだ所の●●●のバス停、先程言いましたけれど、●●●●●の下の所、南側に広がる農地の一部になります。既にこの付近は太陽光発電への転用が進んでいる所で、当農地は都市計画法に基づく用途区域内になっており、転用することに問題はないと思います。なお、現地での●●●●●の方から対象農地への赤線及び周辺水路の草刈りを行って、境界杭を打つように指示を与えております。何も問題ないと思います。番号2ですが、●●●●●になるんですけれど、この農地は既に農振除外が出されて、了承されている所です。国道●●●号線沿いの●●●●●から●●●方面に1km行った、●●●横断歩道、信号機の所の東側にある農地です。この農地は農振除外が既にされておりまして貯水、排水路等周辺農地への悪影響はほとんどない、ただ当区域の水利組合の説明等も既に行われており、よって転用許可することに問題ないと思います。番号の3です。●●●●●の転用です。この農地は●●●●●から国道●●●号を西へ約2km、</p> |

| | |
|-----------|--|
| | <p>●●の交差点から●●●●線を北へ●●の●●を通過、●●●●●、元の●●●●●の方に行く道沿いにあります。●●●の●●●の近くにある農地です。これももう少し行くと●●●●に行く道に繋がります。この畑地は299㎡休耕地でした。集落内の道路沿いにあります。駐車場へ一時転用しても周辺農地への影響は全くないと判断いたしました。よって許可しても問題ないと思います。以上です。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。それでは地元推進委員より何か補足説明がございましたらお願いいたします。</p> |
| 22番(推進委員) | <p>1番、2番について、別段今石田委員さんが言われましたが、意見はありません。</p> |
| 議長 | <p>3番。いらっしゃらない。今、石田委員の方から報告があった通り●●●のすぐ下でございます。資材は置かないんだったら資材は置かないと、とにかく鉄塔に行くための従業員の駐車場に使うんだという事で、●●●の裏に鉄塔がありますから鉄塔での作業用の駐車場だという事です。私も別段問題は無いんじゃないかなと思います。 それでは、委員のみなさんより何かご意見がございましたらお願いいたします。</p> |
| 6番 | <p>1件だけ。1番のこの農地の一部は既に太陽光になっているんですけども、例えば今回九電が太陽光の出力制御されてきて、これから新規で建設した場合この地料を軽減されるかどうかちょっと心配、逆にそこだけ出力制御で建設できなかったとかそういう事例が出てくるんじゃないかと、今回も、あの辺一部もうなっているんだったらいいんだろうけど、そういう心配が出てくる。</p> |
| 議長 | <p>これ経済産業省の売電に対する許可が出ていますので、出ていないと農地申請できませんので、そちらが出ているから多分19円か何ぼかで単価は決まっております。だから、この単価が両方とも中国電力もそろそろ止めるんじゃないかなというふうに思われていますので、今度は一般の民間の電力会社との契約で、もし成り立つんであれば出てくると思いますし、成り立たないんであれば出てこない。それと、余談なんですけれど、実は私作業の方に出ましたよという完成届を出してませんでしたら、何か出せという事で、今回出したんですけど、出さなかったらどうも出さないで昔の高い売電のままで許可を持っていて、知っている人がいるという事でその人達、建設コストが下がってきているので売電金額の通産省の方が勝手に下げますよという通達を一昨日くらいに通達を出すような話を決定したみたいです。だから今後はかなり太陽光については減ってくるんじゃないかなと思っています。 他に何かございませんか。よろしゅうございますか。(「はい」の声) それでは採決に移りたいと思います。議案第2号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> |

| | |
|-----|--|
| 委員 | 挙手。 |
| 議長 | ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第2号は原案の通り決定し常設審議委員会に附します。 続きまして議事順位第3 議案第3号 農地法第に基づく農用地区域の除外申請について議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。 |
| 事務局 | 1件朗読。 申請地は、●●●●●から南東に2.4kmの位置にある農用地区域内農地です。会社の駐車場、資材置場にするための除外申請です。以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。 |
| 議長 | ありがとうございました。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。 |
| 8番 | 8番、石田です。除外申請は1件でした。この農地なんですけれど●●●●●から国道●●●号の東側1.5km●●の交差点から●●方面へ向かう●●●●●を南へ約1kmの所に●●●●の●●というバス停がもう少し上がった所にあります。そのバス停の後ろ、西側山手になります。斜面にある細長い農地、この農地は南北に長くて西側斜面では山林で日当たりが悪いと言われていました。トラクター1台で往復すれば終わるような狭い農地なんですけれども、田を作るのも大変だとこの農地の開発者なんですけれど、農地のさらに上にある●●●●と会社名書いてありますけれど、この製作工場の事務所がある所です。この下側の方にある圃場に、資材置場、駐車場を作りたいという申請でございます。特にいろいろ面倒で例の水路と排水等も分かるようにしてくださいと思います。従って農振除外することに問題ないと思います。 |
| 議長 | ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。 伊藤さん何かありましたら。 |
| 4番 | あそこは道路から2枚下がっているということで、ついでに全部埋めたらいいんじゃないかと思う。いつも草は刈って管理されておりますけれど、何の問題はないと思います。 |
| 議長 | お寺の方に上がる一番初めの1枚、残ります。持ち主が違うんじゃないかな。●●●●というのは鉄工所です。いろんな所に坂上り |

| | |
|-----|---|
| | <p>をする練習用の水車みたいなのを時々置いてあるのを見られて事ないですか。あれを作って、学校とかいろんな所に配ったみたいで す。</p> |
| 6 番 | <p>●●●●の下請けなんです。</p> |
| 議長 | <p>●●●●の下請けなんですか。 委員のみなさんより何かご意見ありましたら、お願いします。みなさんよろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは採決に移 りたいと思います。議案第3号につきまして原案に対し当番委員の報告による協議事項結果を意見とし決定することに賛成の委員の 挙手をお願いいたします。</p> |
| 委員 | <p>挙手。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございます。全員賛成。よって議案第3号は協議結果を附して市長のほうへ送付いたします。 続きまして議事順位第4 議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説 明をお願いいたします。</p> |
| 事務局 | <p>朗読。 今回、全体で1筆でございます。全体面積が733㎡。貸し手が1名、借り手が1名でございます。内訳につきましては4ページに ございます。借り手の機構を通した後は●●●●へ集積されます。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございます。委員のみなさんで何か意見がありましたら、お願いいたします。●●●●かな。何かありませんか。</p> |
| 10番 | <p>●●●●でちゃんとしてやっておられますので、問題はないと思います</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございます。委員のみなさんより何かご意見はございませんか。よろしゅうございますか。（「はい」の声）議案第4号に つきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> |

| | |
|-----|---|
| 委員 | 挙手。 |
| 議長 | <p>全員、賛成。よって議案第4号は原案の通り決定をいたします。</p> <p>それでは、続きまして報告事項に移りたいと思います。議事順位第5号 報告第1号 農地法第18条 第6項の規定による通知についてを議題といたします。番号1から6までを事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p> |
| 事務局 | <p>6件朗読。</p> <p>1件目。農地法第3条農地所有権移転許可申請のために双方の合意により解約されたものです。</p> <p>2件目。来月申請予定の農地法第3条農地所有権移転許可申請のために双方の合意により解約されたものです。</p> <p>3件目。農地法第5条農地転用許可申請のために双方の合意により解約されたものです。</p> <p>4件目。法人に預けるために双方の合意により解約されたものです。</p> <p>5件目。高齢により耕作管理が難しくなったため、双方の合意により解約されたものです。これからは所有者が管理される予定です。</p> <p>6件目。農地法第5条農地転用許可申請のために双方の合意により解約されたものです。以上、報告いたします。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございます。地元委員さんで何か補足がありましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。特に発言も無いようでございますので、以上で報告第1号を終わらせていただきます。</p> <p>続きまして、議事順位第6 報告第2号 農地転用現況証明について1から3までを事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p> |
| 事務局 | <p>3件朗読。</p> <p>1件目。申請が1筆。昭和50年頃に耕作放棄後、現在は山林となっている状況でございます。</p> <p>2件目。申請が2筆。●●●●番●につきましては、梅が植えられていましたので非農地認定はしていません。●●●●番地につきましては、平成元年頃に耕作放棄後現在は竹等が繁茂している状況でございます。</p> <p>3件目。申請が1筆。圃場整備の残地となり、平成9年頃より宅地の一部となっている状況でございます。以上、報告いたします。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございます。では、現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p> |

| | |
|------------|--|
| 8 番 | <p>まずは番号1ですね。先程3条でもありました、●●●●さんの件になります。この農地は●●●●から国道●●●を約1 km ●●●の●●●●●手前を●●●沿い北へ進む道があります。そこを1 kmくらい行った所の、●●●●●沿いの近くにあり、山沿いの農地です。耕作放棄後、現在は山林となっている。現況証明をして問題ないという事でした。番号2ですが、●●●●●、先程の●●●さんですけども、この農地国道●●●、●●●●●から南に200 m先に交差点がありますけれど、西へ500 m行った所に●●●●の地番●●●●-●、●●●●●なんですけれど、●●●●-●は既に梅が植えてあり、地番が●●●●には平成元年頃に耕作放棄され現在は竹等が繁茂しているということで現況証明をして問題ないというふうに思います。</p> |
| 7 番 | <p>7 番の村上です。現地調査は石田委員が言われた通りです。この申請地は●●の四つ角、国道●●●●●から●●に向かって行って、●●のセブンイレブンを10 mくらい行ったらすぐ右側に曲がって300 mの所に申請地があります。18ページの2番の写真を見られた通り、平成9年頃に圃場整備をしているんですけど、その一部が田で残っていたために今は一部宅地になっているんですけど、非農地証明で問題ないと思います。以上です。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございます。地元委員より何か補足説明がございましたらお願いします。</p> |
| 10 番(推進委員) | <p>3 番のようですが、今村上委員さんが申された通り相違ございません。</p> |
| 議長 | <p>1 番。</p> |
| 22 番(推進委員) | <p>別段問題ありません。</p> |
| 議長 | <p>2 番。</p> |
| 1 番(推進委員) | <p>阿川です。先程言われましたように、石田委員さんの報告に間違いはないと思います。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございます。私の方から補足しておきます。この議案の中にありますように、2 番の上の方の●●●●-●、認定地目農地になっております。梅が植栽されておましてきちんと管理されておりしたので、現況証明で非農地として認めて欲しいという、現況証明願いが出たんですけど、1 枚の申請書の中に2つ書いてありましたので、片方を消すのはあまりにもおかしいので消さな</p> |

事務局

いでそのまま審議の方に上げたと、それで現況証明の是非の確認をされた当番委員の方より、これは農地ですというふうな異名を頂いたということでございます。これは農地というふうに認定をするということですから、別段問題はないということです。補足をしておきます。委員のみなさんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）別に意見ございませんようですので、以上で報告第2号を終わらせていただきます。

それではその他の方に移りたいと思います。委員のみなさんより何か特に発言等ございましたらお願いいたします。無ければ、今月の農業相談はありませんでしたので、事務局より今後の日程等につきまして報告をお願いいたします。

それでは事務局より今後の日程についてお知らせをいたします。次回の総会は11月16日金曜日、午後2時からでございます。場所は美祢市勤労青少年ホーム2階大会議室にて行います。

号令

午後3時35分閉会。

議事録は正確なることを認め署名、押印する。

平成30年10月17日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|

